

日銀業第16号
2026年1月19日

国債振替決済制度参加者 御中

日本銀行

「日本銀行が外国中央銀行等のために開設する顧客口座からの振替等に関する細則」の一部改正に関する件

決済照合システムにおける国債のカットオフタイムの見直しに伴い、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、本日から実施することとしましたので、通知します。

以上

別紙

「日本銀行が外国中央銀行等のために開設する顧客口座からの振替等に関する細則」中一部改正

- 第2章第3節1.（3）中、「12時20分」を「12時50分」に改める。
- 第2章第3節2.（3）中、「12時20分」を「12時50分」に改める。